

浜通り周辺地区 景観まちづくりニュース

第8号

(平成30年10月24日)
発行：焼津市都市デザイン課

この「景観まちづくりニュース」は、浜通り周辺地区の重点地区計画の策定に向けた意見交換などの様子を地域の皆様と情報を共有するために発行しています。ぜひご覧ください。

第9回協議会：景観に関するルールについての意見交換

日時：10月1日（月）18:45～20:45

会場：焼津公民館第5・6会議室

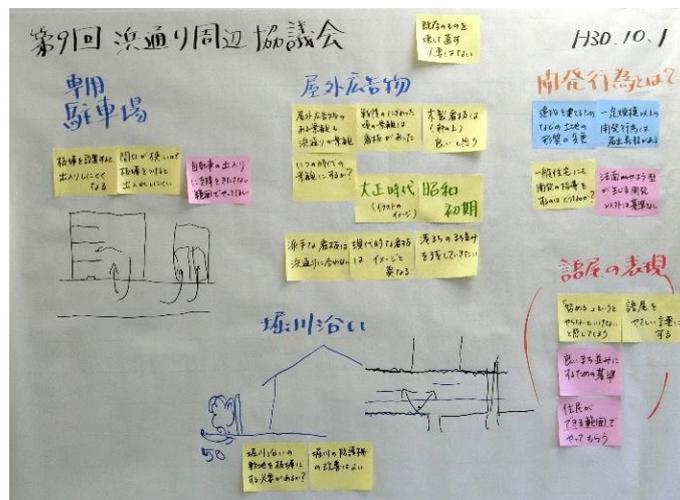
内容：景観まちづくり重点地区におけるルールについて③

届出対象行為、景観形成基準（景観のルール）等の事務局案について、意見交換していただきました。

（注）ルールを定めたとしても、既にある建物をすぐに直す必要はありません！

参加者：協議会委員（自治会長、区長、公募住民等） 15名

オブザーバー（浜通り活性化フォーラムより） 2名



お問い合わせ

焼津市 都市政策部 都市デザイン課 計画担当

〒425-8502 焼津市本町 5-6-1（アトレ庁舎2階） TEL：054-626-2160 FAX：054-626-2184

裏面に続く

参加者の皆さんからの意見概要

景観形成基準（ルール）について

●専用駐車場の板塀

- 板塀を設置すると、出入りしにくくなる
- 浜通りの敷地は間口が狭いので、板塀をつけると自動車が出し入れしにくい

●堀川沿いの板塀

- 堀川沿いの道路に面する敷地の板塀設置と緑化について、車道に面する部分も必要か？
- 堀川の防護柵は改善すべき

⇒[市の回答]板塀等は、あくまで自動車の出入り等に支障のない範囲で配慮してほしい

●屋外広告物

- 時代設定によって、屋外広告物に関するルールのあり方が異なる
- 軒の上に設置されている木製看板は景観的によいと思うので、抑制するのはいかがか
- 派手な色や電飾の看板は浜通りに合わない

●開発行為

- 一般住宅の建築に伴うような規模の小さな開発行為も届出対象とするのは、いかがなものか？

●文言の語尾

- 強制力が働かない部分は、やわらかい表現とならないか？
- 上から目線の語尾とにならないように工夫できないか？

●港まちのまち並みを残したい

- 港まちのまち並みを残していきたい



駐車場と道路の境に板塀を設置した例
(石川県金沢市)



堀川沿いの景観



浜通りのまち並みと調和した木製看板
(浜通り周辺地区内)

今後は、いただいたご意見を踏まえ、
計画案のとりまとめや住民の皆さんへの説明の準備を進めていきます。